六四

安 田 元 久 窨

拁 封 建制 の構 成

本

劃

处

是制成

の歴

史については、

戰後

0

K b

ಕ್ಕ ಂ 地頭 ての極 史的諸條件や具體的な特殊な發展の住 磯表された安田元久氏の 鎌倉 封建 削につい 氏・石母川正氏等のすぐれた見解 いて探究 40 とうした時に當り、 一めて實證的な業績を得ると と 四國の惣地頭についてすぐれた成果を が 題や概念的論議は別として、 進あら 礼 旣に我々は松本新八郎 我々は、 に接 先に新補 が その でして 方に Щ 歷 來 6 -

建制 就いてし 代に於ける武 本 いめら 書は 0) 「れたの 成しと 「鎌倉 の二篇を收 王閼の構造 は いら書名 膭 代の地 次の理由 23 頭制度」と「鎌倉時 のもとにこの ている。 紀伊國湯淺騭に による 「初期對 二論文

のは、

主として、

開發領主が所領を寄進

Ę

主」の意味であり「平安末期の地頭職なるも

地所有制 氏は緒論に 記述制成 の分 護地頭補任權獲得を「純封建的大土 (大名領地制) 立についての諸説を批判 於 いって 「封建制」 の成立發展の端緒 の概念と我國 した後、

職

下司の所務内容を繼承したかまたはその

司跡

に補任され、

補

任 以前

0

そ

ò

地

0

下

訶

係を論じて「鎌倉幕府

の地頭は多くの場合下

ప として承久前後を初期封建制の成 *ተ*ረ すも ら地頭補 他方 の」として重視 「その基礎構造 低権を 「現實に行使 Ļ の理解し 更に し得 上: 立期とされ 地 Ø 機 左時 た 梻 B 堋 0 ĸ īdī

手される。まず氏は地頭 見地から第一章に「地頭制度」の再検討から着 废としての地頭」の て從來の諸説を批判しつ」、 は を考究する」必要を説かれてい 郭 **現實の地頭の把握のために」は先ず「制** ---翁 0 「鎌倉時代の地頭制度」 理解 の起源と意味につい を必要とするという 水 な。 **水地頭は** K 10 一领 5

的立場にあるが、 で、 Ł ĸ その貨際の領主権 を更に深く理解するため のである。」 形式的には土地管理様を附 植限を表現するため とされ を自 いわゆる批官職とは異質 . శం 린 に川 K しの側に 次いで地頭 下司と地頭 6 5 褶 興された非省 保 れ L た の性格 た 4 の闘 際 称 0

初期封建制を擦う……武 正例 の構 造と發展 0

列權、年黃徵集權、 次に「地頭の一般的職権とし から、 ます 内容をなす 度の基軸 を求めて、 定された。 下 (☲) 第二章では右のようにして成 意義を評價され ħJ 脊索事務 地頭一般の性格の多様性についての考慮 職を地頭 となるのが地 武 水 Mj 「地頭職」 の為の して 所務 領安堵の地頭職 上獨 ر ح 7: Ø 土地符理權 臨時の地 Ħ ıĮι について考察され 「頭制度であつた」とそ の制度」 に吸 「兩者 火収し ج 頭 (=) 本 職に Й. たる「封建制 た などあり 齊祭權(新思地頭職 L 質的差異」 \$ 類別 た制 の」と推 る。 贬 Ø

的性格 を説 來の論據を批判しつく、 て理解」さ 的權威」たる鎌倉幕府の 決して地頭に固有のものではな 権をも有したこと」を述べられ、 に根本領主が地頭となる場 か れ と同時にその行政的職権を重視すべき . 300 オレ స と の गुह 地 「制度の擔 から更に中川 頭職の 合には 土地進 もつ得分権 「それ自體 い手と が、 出博士以 一公 ıĿ 0

的意義」 扣 た氏 以上、 は 即ち地頭の中世封建制の成立史上 地頭 第三章に 制度及び地頭職について考察 16 いて「地 頭 制度 の歴 处 ż 0

役割を述べら 倉幕府の支配機構につき、 ప 一に地頭制度による鎌 「土地を媒

史といえよう。」

Ł いうの

が不

編 の結び

~

ぁ

とした所領の恩給安堵關係こそ、 ていつたもの、とされる。とうした支配體制 安以來の領主の本領支配を地頭制度に利用統 と呼ぶべきであると思う。」 而して幕府 てこのような所領即ち得分權と職權とが混然 Ļ 新思地頭の配置により次第に波及させ 封建的關係

> る。 缆 ば 5 欠陥を指摘して鎌倉武士の族的結合や黨と呼 の第一の試みとして」紀伊の湯淺一族をと う本編の問題を提起されるが、氏は「鴬餅 れるものの何が「黨的性格」であるか、と 第二篇においては、 從來の「 20 の 研究 Ø

構成を論じ、嫡流たる一族及び姻族がこの地 に身を處して戦朝の御家人になり、その所領 **方一帶に勢力を張つていた狀態、及び「それ** 人獲得の手段を指摘される。次いで湯淺黨の を保證されたことと共に、 をのべ、更に源平爭亂の際に湯淺宗重が巧妙 上げられるのである。 第一章湯淺薫においてはまず湯淺氏の家系 頼朝の巧みな御家

地位も不明瞭になつた。

には小作制が行われ、

部分的に賦役制が併

ų.

ij

になる。氏によればそとにおいては「悲本的 と共に他方地頭の所領的における經營が問題

な單純な姿を示していない」ととを綿密に論が必ずしも本宗たる一個の惣領家というよう Ø : つたこと」「湯淺氏の御家人としての地位は 府の御家人に對する態度が極めて温情的であ 證される。第二章鎌倉御家人では最初に であつたととなどを論じ、 ものであつたこと」またいわゆる四國 (守護等の) 最上級の御家人に次ぐ程度 次に幕府 の地頭 御家 幕

力を伸張するが、

他方

「幕府の地頭制度の運

地頭制度の歴史は、

この一国領主権の獲得

礼

たところの領主権の成長の歴

の巧妙さ」による點も大きい。

「鎌倉幕府

中分などにより、

慣例を論據にしてその

更にまた、地頭は土地相論・地頭請所 それの具體的制度的表現が地頭制度で が鎌倉幕府と在地武士との封建關係」で かつた。」 その要求を「大きく統合し得たの のためにこそ所領の安堵を希求せねばならな 主層自營的農民の上に立つ領主であつて、そ 用いられた」そして「地頭は明らかに在地名

ある。 · 下地 經濟

あり

政策の保護下における舊勢力及び支配下の との批争、 抑脈に ついて有名な阿氐川 定を

例としてその勢力伸張 持されたことに悲くもので、その結果惣領的 **等の人爲的方法によつて同族的親近關係が保 流が行われたが、これは一族間に婚姻・養子** を考えられ、 頭職相傳關係の檢討により一族間の相互關係 所領 族の同族組織では、 の相傳においては分割 の狀況をのべられる。 各莊園の 地

綜 とにおいては「一族の所領たる名川が互に錯 శ 援用しつく更に廣い見地から位置 然たる大領主に成長し切れぬ」制約、 つて所領を保持していたととは、 て一般に鎌倉時代の武士がとうした結合によ ために一族の族的団結が要請される。」 し、互にその利害を分つているのである K もある、 他方一族の所領の內部構成を追及して、 「各自が領主的支配と所有を確立維持する し、一庄の地頭が他庄に自己の名 おいては、 即ちまず、 とされる。 前三章の考察を石母田氏 領主層の族的結合は彼等の領 第四章族的結合と武士團 同時に「純 づ П そし を有 から そ

は現實には領主層の族的結合と「重疊的構造 ろうととを指摘し、 それは源平爭蹴期の湯淺宗重の時代であつた 的結合を再編成して成立しなければならず、 主的地位獲得と同時にそれ以前の名主層 次いで一般に初期武士団 の族 を指摘されるのである。 ベ Ø 以上本書の極く概略を紹介し得たと思

基礎づける個人的原理と後者の同族意識、と 」をなしているが、そこに前者の軍事的統制 べ、 これを克服した室町の武士團と對比して と後者の領主的獨立、また前者の主從關係を いう雨者の矛盾する性格が存する こ と を 述

が

その必然性を論ぜられた。こうした一般的考

に敢えて感想を述べておきたい。

う ∟ 察の後、 性が發展し、惣庶關係の消滅により生ずる余 れる場合、 倉末期の武士團においてかゝる表現が用 ととを述べ、更に「黨」の概念について「鎌 れてくるがやはり共和的團結は保持していた と各家々の獨立性が强くなり惣領家が見失わ **士團的性格が顯著であつたが、後半期になる** 即ち與田氏のいわれる 湯淺一族について鎌倉前半期には武 湯淺のような狀態を考えらると思 「庶子家の獨立 いいら

> 湯淺黨のもつ方向は「この時代一般の武士團 進むべき方向と正反對のもの」であること られた。 最後に氏は結語にお かんか か 3

いう資格はないのであるが、依頼されたまく にはとうした業績に對し、 る點を强調しておきたい。なお、 よる綿密な質證に多大の努力がはらわれてい 批判がましい事を 未熟な筆者

ない。 制が古代的なものと單に機械的に對立させら 頭 K 通りである。 としたものであるが、その場合、當然封建制 方に除外して「封建的」な幕府支配機構 つて地頭制度は鎌倉社會全體の一部分でしか るにしても劃期的な承久以後でさえ決 れたのでは解決されないと思う。倒えば第 =農奴制がその指標となる事は氏の云われる 本書は「初期封建制の構成」を解明されん が全國隅なく設置されたわけではない。從 地頭制度が本質的に封建的であると認め そしてこの場合、 けれども問題は、農奴制=封建 律令制二莊園制 して地 Ø を み

すれば、 憿 を問題にするとすれば、 の相互の關聯が見失われるので 鎌倉幕府の下において遂に莊園制が それでは既に社會金 ある。

六六

作制、 開聯して第二に、 つの形をいかように抽象してみても何等農奴 求されねばならないのではなかろうか。 共に「行過ぎ」を抑えた理由こそ具體的に追 部分的に賦役制といわれるが、 地頭の經營が基本的には小 とのこ 右と

こうした結論のためには数多くの史料に う 思う。 建制 點は何か、 規定的であるか、また形態を裏付けている現 廣く存在したのであつて、 ば 制の指標とはなし難いと思う。 極端 に云 え 克服され得なかつた弱み、 義」のみに求められるのは餘りにさびしいと しても、 司の緞承であるという論は一應うなずけると **徴的な社會關係そのものとその本質的な限界** との量的な比重などではなく、 小作形態は律令時代から現在に至るまで たり得ないのか、 もしそうなら、なぜ下司 『莊園制も「封 兩者の相違を「公的權威」「制度的意 にあると思う。 更に非関制が「妥協」 問題は小作と賦役 第三に、 地頭に對し保護と むしろ何れが 地頭が下

ŧ 4

亂を契機に解體せざるを得なかつたことを述

のとされ、

かくる黨は必然的に南北朝の内

く對等の武士團の同盟」とそ黨の名に價する

ఫ 「古代社會內部に於いて存在する封建的ウク存在する「領主制」――石母田氏 の 場 合 は 地頭制を大名領地制に連續させら 擴大が質的に發展して階級的な力關係に變化 事實上この性格が存する――の發展 ラード」として用いられるが、この場合にも を云々するのではない。 に大名の量的に未完成なものでし か いても云えることで、 を來す點が指摘されていな 私は決して下司―地頭―大名という系譜 固定的・類型的なものとしてではなく狂 これだけでは地頭は單 その場合に一貫して 43 同様な引 れる點につ 的 なくな 見透

> ないだろうか。 ないだろうか。 的な相違を積極的 くその仰張の仕方を具體的に分析すべきで 力と戰つてその力を伸張したといぅだけで またそれと同時に、 に問題にする事も必要では その地域 は な

は 把えずに、 思う。即ち氏は、 説かれている。にも拘らず、 ものとして考えることの必要を緒論にお 」に並列したものとして附隨的に扱われて 有の事は惣じてまた次のようにもいえると 農奴制が「經濟的な面」として「封建制 **農奴制を「基底」にして成立する** 封建制を單に法制的にの 本書に あって b $\overline{}$ 办

問題ではなかろうか。從つてこの點から、第 生産者との生産關係=支配権力關係の變化が 餘曲折を經た人々の苦鬪の姿、というものが 武士園・黨などは地頭制の「內部構造」 わば私的な(制度の公的に對す かかる黛などの形態が所 を生ぜしめた領主制の によるならば、 と思 直接 除さ、 語源的、 指摘できると思う。 が何等具體的役割を與えられていない點にも だけが追求されて「領主制」 建制の「基礎構造」といわれる等の概念の暖 にも表われており、 と與調されるかに印象づけられる敍述の仕方 安易な態度、 ಪ のではなかろうか。 而も黨の分析の際に領主相互問 語義的に「領主」と規定する比較的 及び制度が封建制を推進させた また、 氏は明かに法制史的理解 この事は地頭の起源を 他方で武士とを封 的生產關係自體 の 關係

光分考慮されていないので は

ኢ

(,,

か

つまり形態ではなくその内部構造、

法制史的乃至形態論的な臭みを殘されて のでなかろうか

4

本書は氏が「當面の問題として」地頭制 出したのであるが、 ある。 學問上の礎石として高く評價すべきである。 ない。むしろ我々は、本書の地頭制度及び湯 はこれらは残された問題というべきかも知れ て、もし右の諸點に誤りがないとしても、 は本書の意圖外に属するものかも知 が封建制度理解のための不可缺のものなのでんがいたのであり、そしてそれを是正する事 氏が正しく指摘されたように、 浅黛についての質證的な史料の解決と構成を び武士團の構造を問題にされた成 果 で あ 見透しはあつても實證的な確實な知識に乏し 々の地頭制度に對する理解は多くの誤りを含 こうした點で氏の業績は學界に貴重な知識 いというのが今までの學界の釈況であつた。 以上若干點について筆者の感じた疑問 更にまた、 黨についても、 しかし考えてみれ 今日までの我 いろしてな がれな にばこれ 旋及 を提

て著者と讀者に對し迷惑ではないかと恐れる 上甚だ粗雑な紹介と批判であつて、 ᆀ

六七

與えられたものというべきであらう。

캺

の段階とそ問題であり、

農民を抑え舊勢

方法の欠陥を考慮されているに拘らず、

未だ

領の

|構成」(=分布の仕方)

ではなくてい

だと思うが、

むしろかゝる

一構成」

評

く寬恕を乞う次第である。 官蛇におじざる暴言があれば、 なお最後に、未熟不適任な筆者の誤解、 著者に對し深

丽 和廿五年四月國上社 $\frac{A}{5}$ 二一九頁、 Щ 二五〇円) 刊 雄

堀 江 英

四 洋 經

義の經濟段階」(時論、一九四九・五) 力の問題し が本書は表題の示す如きョーロッパの一般經 二百三十頁を出でない概説書である。ところ を整理した本書を公けにせられた。勿論償々 て來られた著者が、最近西洋經濟史の講義錄 てイギリス資本主義成立史に鋭いメスを加え リスの初期資本主義に關する諸論文を發表し 始落積の類型」 「初期獨占」(經濟論叢) 終戰後, 六合併號)等の、ヨーロッパー特にイギ (季刊社會科學第一集) 「絕對主 「本源的蓄積過程における國家權 (經濟評論、 **第六十四卷第四、** 一九四九・六) 原原

> ると云える。 從つてこれは、イギリス資本主義成立史であ 至る五世紀間に亘つて分析したものである。 」をほど十四世紀初め頃から十九世紀中葉に 更に狭くイングランド)の資本主義形成過程 済史であるのではなくて、 ている。 本位田詳男博士や野村徐太郎教授等の秀れた 殊に大塚久雄教授の古典的名著を持つ して見れば、 既にわれる人は此の領域に於て 此等の諸成果を前にし 「イギリス (徴は

> > る所は、

先づ登本主義の各強展段階に於

次に

通史としては未開拓

反映であるからである。」

即ち著者の意圖す ヴィド

済過程に規定された階級對立のヴィ

關係=階級關係がいかにそれぞれの時代に特 從つて、それぞれの發展段階が持つ生産關係 聞いて見よう。「……その際私は資本主義の 努めた。……わたしはこれまでの通史として 有な政治形態を規定するか、を分析しようと =階級關係をあきらかにし、そしてその生産 發展がつぎつぎと生み出して來る發展段階に ようとされるのであらうか。著者自身の聾を て著者は如何なる意圖の下に自らを位置づけ は珍らしい計画 十一イギリス近代政治經濟史 済史研究に當つて年來抱いて來られた新しい 義を資本主義のどの發展段階のものとするか 輪廓を描くことであった。思えば戦後に強表 ける生産關係=階級關係を分析し、 るであろう。 方法の通史への擴大であると云うことが出 聯關にあつたのであり、 という問題をめぐる下部構造と上部構造との された著者の諸論文の中心テーマは、 のイギリス近代の經濟史なら以政治經濟史の に規定するかを究明し、 かゝ 1る生産關係=階級關係が政治過程を如何

後展過程は……政治過程を規定する基礎過程 經濟史は政治經濟史であることが必 更に「資本主義の 階を規定することが主要課題となつて來なけ とづけようとする場合當然産業資本の發展段 規定される。從つて資本主義の發展段階をあ 資本の存在に求め資本主義を産業資本主義と ろうか。 どのような構想の下に描き出そうとするであ それでは著者はイギリス近代政治經濟史を 先ず著者は、資本主義の本質を産業

要である。蓋し政治過程に於ける関係こそ經

ればならない。その場合著者は指標をマルク

である。

をなしとげようとした。」

本書は著者が四洋經

絕對